

八尾市子どもの医療費の助成に関する条例及び八尾市
ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 (2) 略 3 略 第4条～第16条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (対象者) 第3条 略 2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、医療費の助成を受けることができない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u> (2) 略 3 略 第4条～第16条 略</p>

(2) 八尾市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条・第1条の2 略 (対象者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略 第2条の2～第14条 略</p>	<p>第1条・第1条の2 略 (対象者) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者 <u>（その保護を停止されている者を除く。）</u> 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(4) 略 第2条の2～第14条 略</p>